

ATTAC 京都グループ規約改定の提案

事務局長 山沖直樹

以下に、総会で提起する予定の、ATTAC 京都規約改定案を提示させていただきます。 会員の皆様のご意見をお待ちしております。

【ATTAC 京都グループ規約改定について】

* 改定の趣旨

ご存知のとおり、現行の ATTAC 京都の規約は前回総会にて承認を得たものでありますが、その内容は非常に大雑把なものとなっております。特に総会や日常活動における決定過程や、各部署の責任の所在が不明確であるなど、当初よりその問題点が指摘されていきました。また、この一年の活動の中で確立された慣行・システムもあり、その中でも特に重要なものについては、規約上の根拠を与える必要もでてきました。

したがって以下に提起する改定案では、前年度の活動の積み重ねの中で成立した様々な慣行を、規約に盛り込み制度化することに主眼が置かれています。

おおよその対応関係は、次のとおりです。

現行規約	改定案
第 1 条、2 条	第一章 総則
第 3 条、4 条	第二章 会員
第 8 条、9 条	第三章 総会
第 5 条、6 条	第四章 代表および運営委員会
	第五章 事務局
第 7 条	第六章 財政

ATTAC 京都規約 改定案

第一章 総則

第 1 条 (名称)

本会は「ATTAC 京都」と称する。

第 2 条 (目的と活動)

本会は、新自由主義的グローバリゼーションに対し異議申立てをしている全世界の人々と連帯し、福祉、人権、社会保障、文化、環境、自治などの価値の実現のために活動する人々が協力しあう民主主義的空間をつくりだし、「もうひとつの世界の可能性」を現実化させるためことを目的とし、そのために活動する。

第 3 条 (会の構成)

本会は、総会、運営委員会、事務局および会員が自主的に設立する各部会をもって構成する。

第二章 会員

第4条（会員の要件）

本会の会員たる要件は、本会の目的に賛同し、本規約に定めたる会費を納めた個人または団体とする。団体の会員要件に関する詳細は、運営委員会においてこれを定める。

第5条（会員となる時期）

上の要件を満たす個人および団体は、本会事務局によって会員登録が受理された時点を持って本会会員となる。

会費の納入時期、方法については事務局がこれを指示する。

第6条（会費）

年会費は、1口3千円とする。

前項の規定に関わらず、運営委員会は、減免措置その他の特例について決定することが出来る。

第7条（他 ATTAC の会員）

他地域の ATTAC 会員について、事務局は、裁量によって本会会員とみなすことができる。

第三章 総会

第8条（総会の地位）

総会は、本会の最高意思決定機関である。

第9条（総会の組織）

総会は、すべての会員によってこれを組織する。

会議の手続きおよび規律は、総会に於いてこれを定める。

議長その他の運営団は、総会においてこれを選任する。

第10条（定期総会）

定期総会は、毎年1回以上これを招集する。

定期総会において、会計報告書に基づく会計報告が行われなくてはならない。

第11条（臨時総会）

運営委員会は、必要と認めるときに臨時総会を招集することができる。

会員の10分の1以上の要求があれば、運営委員会は、その召集を決定しなければならない。

第12条（定足数）

総会は、総会員数の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

委任状を提出した会員はこれを出席とみなす。但し、委任状を提出した会員を除いた出席者数が総会員数の10分の1に満たない場合、総会は議事を開き議決することができない。

出席者数は団体会員と個人会員の別なく、これを数える。団体は当該団体を代表するとみなせる者をもって出席とみなす。

第13条（表決）

総会の議事は、本規約に定めがあるものを除いて、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

各々の議決権は、会費にかかわらず同等とする。団体会員の議決権は個人会員のそれと同等とする。

第14条（会議の公開）

総会の会議は公開とする。

事務局は、その会議の記録を保存し、これを公表しなければならない。

会員からの要求があれば、各会員の意見はこれを会議録に記載しなければならない。

第15条（続会）

出席者の過半数以上の承認を持って、議長は総会の延長を宣言することができる。

運営委員会は、その場で続会の日時を設定し、残された議事の確認を行う。続会の日時は、総会の日から30日以内でなければならない。

続会の定足数および議決に関する定めは、総会の規定に随う。

続会では、前回総会で確認した議事以外の議事を行うことはできない。

第16条（規約の変更）

本会規約は、総会においてのみ変更される。

本会規約の変更には、出席者の三分の二以上の承認を要す。但し、名称及び目的の変更については、四分の三以上の承認を要することとする。

第17条（総会決定事項）

以下の事項は、総会の議決をもって決する。

- ・ 役員の任免
- ・ 前年度の決算および前年度の総括
- ・ 今年度の予算および今年度の方針
- ・ その他、運営委員会または会員から提出された事項

第四章 代表および運営委員会

第18条（代表）

代表は、総会においてこれを選出する。任期は次回の定期総会までとし、再選はこれを妨げない。

代表は、運営委員会の助言に基づいて、本会のすべての活動・業務を総覧する。

代表は、会員に対して、本会のすべての活動・業務について責任を負う。ただし、その責任に対しては運営委員会も、連帯して負うものとする。

第19条（運営委員会）

本会の通常の活動・業務は、運営委員会においてこれを決定する。

第 20 条（運営委員会の組織）

運営委員会は、代表、事務局員、および本会会員有志からなる運営委員によって構成される。
運営委員の人数は、特に制限しない。

第 21 条（定期会、臨時会）

運営委員会は、毎月一回これを開催する。
代表または事務局長は、必要と認めるときには臨時に運営委員会を召集することができる。

第 22 条（運営委員会の議事）

運営委員会の議事は、事務局長がこれを運営する。
事務局長は、期日の 1 週間前までに各運営委員に議案その他必要事項を通知する。その際、運営委員より議案が提起された場合は、必ず運営委員会に付さなければならない。
定足数は特に定めない。但し、出席委員が 3 人以下であるときは、事務局長は再度運営委員会を招集しなければならない。

第 23 条（運営委員会の運営）

議事録は、事務局が即座に作成し、すべての会員に送付する。
運営委員会への出席にかかわらず、会員はその決定に対して異議を申し立てることができる。ただし、事前に通知されていた議案についてはその限りではない。
決定に対する異議については、運営委員会の議案に付すことを決定する。

第五章 事務局

第 24 条（事務局の組織）

事務局は、事務局長 1 名、事務局次長若干名、および事務局員数名で構成される。
事務局長および事務局次長は、総会においてこれを選出する。
事務局長は、会員有志より事務局員を任命する。

第 25 条（責任）

事務局長は、細則に定められた事務局業務のすべてにおいて、会員に対して単独で責任を負う。
運営委員会は、事務局の業務を監視し、その責任を追及する。

第 26 条（規則制定権）

事務局は、規約の執行にかかる規則を定めることができる。

第 27 条（事務局の職権）

事務局は、一般業務のほか以下の事務を行う。詳細は、事務局細則にこれを定める。

- ・運営委員会および例会の運営
- ・会員サービスの運営
- ・各種資料の保管・管理
- ・対外交渉

- ・各部会に対するサポート・相互調整

第六章 会計

第 28 条(会計)

会計は、総会においてこれを選任する。

第 29 条(会計年度)

会計年度は、7月1日から翌年の6月30日までとする。

第 30 条(会計の職権)

会計は、以下の事務を行なう。

- ・ 出納管理
- ・ 会計報告書の作成
- ・ 定期総会における会計報告

第七章 財政

第 31 条 (財政処理)

本会の財政を処理する権限は、事務局がこれを行行使する。

事務局は、その処理した財政について会員の求めに応じて報告しなければならない。

第 32 条 (会計監査)

会計報告書は、会計監査の監査に服するものとする。

会計監査は、総会においてこれを選出する。

第八章 例会

第 33 条(例会)

例会は、毎月一回これを開催する。

期日は、運営委員会でこれを決定する。

第 34 条(例会の運営)

例会の運営は、運営委員会によって定められた細則に従う。

附則

将来における全国ネットワークの確立を想定し、この規約に規定されていない事項については ATTAC Japan (首都圏) 規約が準用される。

2004 年度会計に関しては、総会の日から次年度の 6 月 30 日までとする。

【資料：現行規約（03/07/19 採択）】

ATTAC 京都グループ規約

第1条（名称）

本会は「ATTAC 京都」と称する。

第2条（目的）

本会は、新自由主義的グローバリゼーションに対し異議申立てをしている全世界の人々と連帯し、福祉、人権、社会保障、文化、環境、自治などの価値の実現のために活動する人々が協力しあう民主主義的空間をつくりだし、「もうひとつの世界の可能性」を現実化させるためことを目的とし、そのための活動を計画し、実施する。

第3条（構成）

本会は、本会の趣旨に賛同し、年会費を支払い、その活動に参加する個人、団体会員をもって構成する。

第4条（会費）

年会費は1口3千円とし、減免措置などの特例やこれ以外の事例については事務局において承認するものとする。

第5条（事業計画及び予算）

本会の事業計画及びこれに伴う予算は、事務局において作成し、適宜総会の承認を得るものとする。

第6条（代表、事務局長、会計及び事務局）

第1項 代表、事務局長、会計は総会において選出される。任期は次回の総会までとし、再選はこれを妨げない。

第2項 事務局は会員有志をもって構成する。また、事務局は月に1回および必要に応じて事務局会議を開催するものとする。

第7条（会計報告）

会計は、年に一回会計報告すると共に会員からの求めに応じて随時収支・残高を提示するものとする。また、会計報告に際しては会員より会計監査を選出し、会計報告の監査にあたるものとする。

第8条（総会）

総会は本会の最高意思決定機関であり、毎事業年度1回以上、事務局の要請または会員の4分の1以上の請求によって開催され、議長は互選とする。総会の議決は、出席者の過半数によって決する。

第9条（規約等の変更）

この規約は、総会において、その二分の一以上の承認をもって変更できる。また、名称・目的については総会において四分之三以上の承認をもって変更できる。

附則

将来における全国ネットワークの確立を想定し、この規約に規定されていない事項については ATTAC Japan（首都圏）規約が準用される。

すでに ATTAC Japan に会員登録されている者は、希望があれば自動的に ATTAC 京都の会員となり、当該年度分の会費はすでに支払われたものとみなされる。次年度以降については協議に付託される。